

野迫川村マスコットキャラクター使用承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野迫川村（以下「村」という。）のマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用することにより、村が必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、村長にあらかじめキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 村および村の関係機関が、その業務の目的で使用する場合
- (2) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が広報目的に使用する場合
- (3) その他村長が適当と認めた場合

(使用承認の基準)

第3条 村長は、前条の使用承認申請があった場合において、その内容が適当と認めるときは、当該使用を承認するものとする。

2 村長は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

ただし、村長が特に適当と認めた時はこの限りではない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は、その恐れがある場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用や助長するおそれがある場合
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用する場合
- (4) 村及びキャラクターの信用や品位の失墜に至ると認められる又はそのおそれがある場合
- (5) キャラクターを村が指定する正しい使用方法に従って使用しないものと認められる場合
- (6) 自己の商標又は意匠とする等独占的に使用、又は使用するおそれがある場合
- (7) その他村長がキャラクターの使用を不適当と認めた場合

(使用の承認)

第4条 村長は、第2条及び第3条に規定する基準に基づき、承認することが適当と認めるときは、キャラクター使用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用の不承認)

第5条 村長は、申請を承認することが不適当と認めるときは、キャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は別に定める。ただし、村長が公益的に必要と認める場

合に限り無償とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 村が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。ただし村長が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 使用対象物に、野迫川村マスコットキャラクター(これもりくん あるいは つる姫ちゃん等)であることを必ず明記すること。
- (4) キャラクターの使用に際し、村から貸し出された物件を期限までに返納すること。
- (5) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本を速やかに村に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) キャラクターの使用承認の権利を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- (7) 商標登録等の出願を行うことは認めないこととする。

(承認内容の変更等)

第8条 使用者が承認内容を変更しようとするときは、キャラクター使用変更承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請に基づき、承認することが適当と認めるときは、キャラクター使用変更承認書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

3 前項の承認基準は、第3条の規定に準ずるものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 村長は、当該使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。

- (1) 第3条第2項に該当、又は、第7条に違反していると認めるとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により承認を受けたと認められるとき。
- 2 村長は、前項により承認を取り消した場合は、キャラクター使用取消通知書(様式第6号)により使用者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係る物件をいかなる場合であつても使用してはならない。
- 4 村長は、承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。
- 5 前項に規定する使用物件の回収等、使用承認の取消に伴い発生する損害及び費用の一切に関し、村は責任を負わないものとする。

(使用報告)

第10条 使用者は、使用期間の終了後三ヶ月以内に野迫川村マスコットキャラクター

使用報告書（様式第7号）に必要な書類を添付して村長に提出するものとする。

（キャラクターに関する権利）

第11条 キャラクターに関する著作権等の一切の権利は、村に帰属する。

（損失補償の責任）

第12条 使用者は、キャラクターの使用に際し、故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害額を村に賠償しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月25日から施行する。